

## 裁 決 書

再審査請求人

住所

氏名

再審査請求代理人

住所

氏名

原裁判 平成24年12月18日付け越前市長の棄  
却裁判

上記再審査請求人から平成24年12月25日付けで提起された生活保護法第78条に基づく  
費用徴収決定処分に係る再審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

越前市福祉事務所長が平成24年8月27日付けで審査請求人に通知した生活保護法第78条  
の規定による費用徴収決定および越前市長が平成24年12月18日付けで行った同処分に係る  
審査請求に対する裁決を取り消す。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨および理由

#### 1 再審査請求の趣旨

本件再審査請求の趣旨は、越前市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成24年  
8月27日付け越福第12181号で再審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行  
った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条に基づく費用  
徴収決定（以下「本件処分」という。）および越前市長（以下「審査庁」という。）が平成  
24年12月18日に行った本件処分に係る審査請求に対する裁決（以下「原裁決」とい  
う。）について、その取消しを求める、というものである。

#### 2 再審査請求の理由

請求人は、本件処分および原裁決は以下のとおり違法・不当であると主張している。

- 1 本件処分にかかる費用は仕送金ではない。
- 2 本件処分にかかる費用は未申告ではない。
- 3 生活保護法第78条の適用については違法・不当である。
- 4 原裁決は上記について、詳細な調査をせずに行ったものであり違法・不当である。

## 第2 当庁の事実認定および判断

### 1 当庁の認定した事実および判断は、次のとおりである。

#### (1) 認定した事実

ア 処分庁は、平成24年6月29日に、請求人からの聞き取りにより、平成23年12月20日から請求人宅に寝泊りしていた請求人の二男（以下「二男」という。）から毎月現金をもらっていることを把握した。同日提出された収入申告書には、仕送金の記載はなかった。

イ 処分庁は、平成24年7月3日に請求人宅を訪問し、請求人と二男に対し、同居している旨の保護申請書を提出するよう説明したが、二男は請求人宅に寝泊りしないと主張、処分庁は、平成24年7月9日に二男の荷物が運び出されたのを確認した。

ウ 処分庁は、平成24年7月27日に請求人宅に電話し、上記アにより把握した、二男から毎月もらっている現金（以下「当該現金」という。）について、収入認定することおよび生活保護扶助費に対して返還金が生じることについて説明した。また同日、請求人は請求人の長男（以後「代理人」という。）と処分庁を訪れ、処分庁との話し合いにより、上記アにより提出した収入申告書を提出するとの申出があり、処分庁は収入申告書の様式を請求人に渡した。

エ 代理人は、平成24年7月31日に、処分庁を訪れ、当該現金は立替金であり、収入申告書の訂正はしないと申出た。

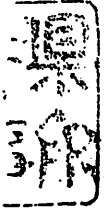
オ 請求人は、平成24年8月8日に収入申告書を提出する。提出された収入申告書には、二男からの仕送金として、12月5,000円、1月10,000円、2月5,000円、3月10,000円、4月0円、5月4,000円、6月5,000円、計39,000円と記述されていた。

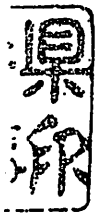
カ 処分庁は、同日、ケース会議を開催し、請求人と二男は別世帯としてとらえ、当該現金を仕送金として全額収入認定し、収入申告義務違反として、法第78条により全額費用徴収することを決定した。

キ 処分庁は、平成24年8月29日に、請求人宅を訪問し、平成24年8月27日付け本件処分通知を渡し、併せて、分納計画誓約書を渡し、納入期限の延長や分割納付の方法について相談に応じると説明した。

ク 請求人は、平成24年9月21日に、本件処分に対する審査請求を行い、審査請求書および審査請求を代理人に委任する委任状を審査庁あて提出した。

ケ 処分庁は、平成24年10月15日に、弁明書を提出し、当該現金は、いったん請求





人が使用できる状態になった以上、その後の使途は、収入か否かの判断には影響せず、したがって本件処分において当該現金を「収入」として認定したことは妥当であることから「本件審査請求について棄却の裁決を求める。」と弁明した。

コ 代理人は、平成24年10月31日に、反論書を提出し、以下のとおり反論し、口頭意見陳述および証拠物の閲覧を求めた。

- 1 請求人は、当該現金は二男の弁当の材料費を立替金として支出をしたものであり、その分を二男から回収するのは当然であり、当該現金を収入認定されると立替金の回収ができなくなるので処分庁の考えは異常である。
- 2 処分庁は、上記アによる収入申告書には当該現金について記載がないと弁明するが、立替金は収入と考えるので当然である。
- 3 上記オにより収入申告書が提出されたとするが、処分庁職員に書かされたものであり、無効であるとし、請求人が作成した否認書を提出した。

サ 処分庁は、平成24年11月12日に、上記コに関する証拠書類および審査庁に対する説明書を提出した。

シ 代理人は、平成24年11月15日に、口頭意見陳述において上記コの反論書の内容を補充した。また、同日、処分庁が提出した本件処分にかかる書類その他の物件を閲覧した。

ス 審査庁は、平成24年12月18日に、本審査請求を棄却するとの原裁決を行い、その理由を当該現金の取扱いが請求人の意に反しているから無効であるという代理人の主張および請求人から上記コにより提出された否認書は認められないとしている。

セ 請求人は、平成24年12月25日に、本件再審査請求を行い、再審査請求書および再審査請求を代理人に委任する委任状を提出した。

ソ 代理人は、平成25年2月6日に、口頭意見陳述において上記コの反論書の内容を補充するとともに、原裁決についても思い込みまた推測で判断されており不当であると陳述した。また、再審査庁からの質問に対し以下のとおり陳述した。

- 1 当該現金を請求人が二男から受け取ったことについては間違いない。
- 2 上記1を証明する証拠書類および当該現金の使途を証明する証拠書類はない。

## (2) 判断

### ① 法第61条（届出の義務）

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に移動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届けなければならない。

### ② 法第63条（費用返還義務）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保

護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

③ 法第78条

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

④ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日 厚生省発社第123号 厚生事務次官通知）（以下「次官通知」という。）第8

収入認定は次により行うこと。

1 収入に関する申告及び調査

（1）要保護者が保護の開始又は変更の申請をしたときのほか、次のような場合に当該被保護者の収入に関し、申告を行わせること。

ア 実施機関において収入に関する定期又は随時の認定を行おうとするとき。

イ 当該世帯の収入に変動があったことが推定され又は変動のあることが予想されるとき。

（2）収入に変動があるときの申告については、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させること。

（3）収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること。

（4）収入の認定にあたっては、（1）から（3）までによるほか、当該世帯の預金、現金、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等から援助及びその世帯における金銭収入等すべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること。

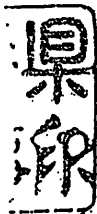
⑤ 次官通知 第8-3-(2)-イ

仕送り、贈与等による収入

（ア）他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。

（イ）他からの仕送り、贈与等による主食、野菜又は魚介は、その仕送り、贈与等を受けた量について、農業収入又は農業以外の事業収入の認定の例により金銭に換算した額を認定すること。

（ウ）（ア）又は（イ）の収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交



通費等を必要とする場合は、その実際必要額を認定すること。

⑥ 次官通知 第8-3(3)

次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

- ア 社会事業団体その他（地方公共団体及びその長を除く。）から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの
- イ 出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの
- ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額
- エ 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額
- オ 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額
- カ 保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額
- キ 死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金（オに該当するものを除く。）のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額
- ク 高等学校等で修学しながら保護を受けることができるものとされたものの収入のうち、法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第7「生業扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額（ウからキまでに該当する者を除く。）
- ケ 心身障害児（者）、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者1人につき8,000円以内の額（月額）
- コ 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金
- サ 地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又は子供の日の行事の一環として支給される金銭
- シ 現に義務教育を受けている児童が就労して得た収入であって、収入として認定することが適当でないもの
- ス 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金
- セ 未帰還者に関する特別措置法による弔慰料
- ソ 原爆被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち



35,810円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

タ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付法により交付される国債償還金

チ 公害健康被害の補償等に関する法律により支給される療養手当及び同法により支給される補償給付ごとに定める額



⑦ 本件処分の判断

ア 請求人が二男と同居していた平成23年12月20日から平成24年7月8日までの間に、二男から自身の弁当の材料費として請求人に当該現金を渡していた事実には争いはない。

イ 請求人は当該現金を法に基づく収入ではないと主張するが、当該現金は、原裁判によって判断されたとおり、上記⑥の収入認定しないものに該当するものではなく、上記⑤による仕送り、贈与等による収入として収入認定の対象となると認められるため、本件再審査請求においては、法第78条の適用の適否について判断する。

ウ 法第61条において、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに処分庁に届けなければならないとしており、請求人は二男と同居し、当該現金を得たことについて届出を怠っていたと認められる。

エ 一方で、処分庁は請求人が二男と同居していることを少なくとも平成24年2月16日には把握しており、請求人が収入、支出その他生計の状況について変動することは容易に予測されるから、この時点において上記④(2)により、請求人に申告の要領、手続き等を丁寧に説明し、請求人の理解を得ることが必要であったと認められるが、この事実は確認できない。

オ 法第78条は、被保護者に対し、1 届出または申告について口頭または文書による指示したにもかかわらずそれに応じなかったとき 2 届出または申告に当たり明らかに作為を加えたとき 3 実施機関の職員が届出または申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、または虚偽の説明を行ったようなとき 4 課税調査等により被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したときに適用される。

カ 本件処分は、請求人が法第61条に基づき、すみやかに当該費用について処分庁に届出を行う義務を十分に果たしていないと認められるものの、当該現金は請求人の口頭の申告により発覚し、収入ではないと主張しながらも当該現金についての収入申告書を提出している。また、処分庁はこの収入申告書に記載された金額をもとに本件処分を行っており、上記オ1から4のいずれにも該当せず、法第78条の不実の申請その他不正な手段で保護を受けたとは認められない。

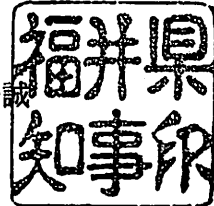
キ したがって、処分庁は、法第78条により本件処分を行っているが、請求人が不実の申請その他不正な手段で保護を受けたとは認められないから、当該現金について申告が

あった時点において、法第63条に基づく費用徴収を判断すべきであったと認められる。  
また、審査庁の裁決は、本件処分が法第78条により行われたものであることについての適否を判断せずに行われたものであると認められる。

以上のことから、請求人の申し立てを認め、主文のとおり裁決する。

平成25年 3月22日

福井県知事 西川 一誠



教 示

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした越前市を被告として決定取消しの訴え（訴えにおいて越前市を代表する者は越前市長となる。）を、あるいは福井県を被告としてこの裁決の取消しの訴え（訴えにおいて福井県を代表する者は福井県知事となる。）を提起することができる。